

公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構役員候補者選考規程

制 定：令和6年11月25日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（以下「機構」という。）定款第23条に定める役員（理事及び監事）の選任に関し、理事会が役員候補者を総会に提案する場合の手続き等について必要な事項を定めることを目的とする。

(選考委員会)

第2条 理事会は、役員候補者を選考するにあたっては、「役員候補者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置するものとする。

2 選考委員会は、役員候補者を選考して理事会に提案する。

3 選考委員会は、役員選任を行う総会の前年11月の定例理事会において設置され、総会での役員選任後直ちに解散する。

(選考委員会の構成及び議長)

第3条 選考委員会は、理事長及び理事長が以下の各号から指名する6名以内の者により構成する。

(1) 理事

(2) 監事

(3) 委員会委員長

(4) 前3号の他、理事長が委員として適任であると判断した者

2 選考委員会の議長は、委員の互選により選出する。

(選考委員会の定足数等)

第4条 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

2 選考委員会の決議は、出席委員の過半数をもって行う。

3 選考委員会への代理出席及び書面による委任は、いずれも認めない。

(選考情報の公開等)

第5条 選考委員会は議事録を作成し、理事会の求めに応じ議事録を提出しなければならない。

2 委員及び選考委員会出席者は、審議等を通じて知り得た個人に係る情報を漏らしてはならない。

(役員候補者の選考)

第6条 選考委員会は、以下の基準により役員候補者を選考するものとする。

(1) 理事候補者の選考基準

① 再任期間が連続5期（10年）を超えないこと（但し、組織運営及び業務執行上、5期（10年）を超えて引き続き在任することが特に必要である場合はこの限りではない。）

② 連続5期（10年）務め退任した後の再任は、原則として2期（4年）以上経過していること

③ 医学教育又は歯学教育に一定の見識を有していること

④ 定款第23条第3項の要件を満たしていること

(2) 監事候補者の選考基準

- ① 財務・会計又は法人経営に一定の見識を有していること
- ② 定款第23条第4項の要件を満たしていること

(役員候補者の決定)

第7条 理事会は、選考委員会の提案を尊重して審議を行うものとする。

2 理事会は、役員候補者を決定し、総会に提案する。

(選考委員会の設置の省略)

第8条 理事会は、任期途中で欠員となった役員を補充する場合には、第2条第1項の規定に関わらず、理事会において役員候補者を決定できるものとする。なお、その場合、理事会は第6条を準用して役員候補者を選考しなければならない。

(雑則)

第9条 この規定に定めるものの他、選考委員会の運営等に関する必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、令和6年11月25日から施行する。